

# (介護予防) 通所リハビリテーションなじょも利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」といいます）と新潟医療生活協同組合通所リハビリテーションなじょも（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービス（以下、「サービス」といいます）について、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法及びその他の関係する法令、並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目的とし、サービスを提供いたします。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は西暦 年 月 日から利用者の要介護認定、または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了の前日までに、利用者から事業者に対して契約終了の申し出が無い場合、この契約は自動的に更新されるものとします。

## 第3条（利用者負担金及びその滞納など）

- 1 この契約に関わる利用者負担金は、（介護予防）通所リハビリテーション別紙契約書 兼 重要事項説明書（以下、別紙契約書）に定める「VI 利用者負担金」のとおりです。
- 2 利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納したとき、事業者は1ヶ月以上の猶予期間を置いたうえで支払いの期限を定め、この期限までに利用者が利用負担金を支払わない場合は、この契約を解約する旨の通告をすることができます。
- 3 第2項に定める通告を行った場合、事業者は居宅介護計画書を作成した居宅介護支援事業者へその旨を連絡します。
- 4 事業者は調整の努力を行い、かつ猶予期間を経過しても利用者負担金の支払いがなかった場合、この契約を文書により解約することができます。

## 第4条（利用者負担金の納入）

- 1 事業者は前条に定める利用者負担金について、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、サービスを利用した月より概ね3ヵ月後に送付します。なお、請求書の再発行はできかねますのでご了承ください。
- 2 利用者は、当月の料金の合計金額を請求書到着月の25日までに、別紙により利用者から指定された口座より引き落としの方法で支払います。引き落とし手数料は、利用者負担とします。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときには利用者に対し領収書を発行します。なお、領収書の再発行はできかねますのでご了承ください。

## 第5条（料金の変更）

- 1 利用料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、改定された場合は自動的に改定後の料金に変更されます。その場合は事前に別紙契約書に定める「IV 利用者負担金」における新しい利用料金を書面にて通知します。その書面を以て別紙契約書に定める「VI 利用者負担金」の差し替えとします。

2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文章で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第6条（利用者の解約権）

1 利用者は、事業者に対して1週間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合には、予告期間が1週間以内であっても、この契約を解約することができます。

2 事業者が次の事由に該当した場合は、利用者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

1 事業者が正当な理由なくサービス提供しない場合。

2 事業者が守秘義務に反した場合。

3 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

4 事業者が破産した場合。

## 第7条（事業者の解約権）

1 事業者は、利用者が次の事由に該当する場合は、事業者が文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

1 利用者又はその家族が、事業者および他の利用者に対して暴言や暴力、セクシャルハラスメントなどのハラスメントに該当する行為があった場合。または著しい不信行為を行う等により、信頼関係を継続することが困難になった場合。

2 利用者やその家族からのクレームについて、不当な内容や複数回の電話、事業所への訪問等によって、業務に支障を生じさせた場合。

3 事業者が実施できる提供可能サービスの範囲を超える要求等に対応できない場合。もしくは利用者からの過剰なサービス内容の要求等に対応できない場合。

4 利用者の著しい身体機能の低下、または認知症の悪化等の理由により、適切なサービスの提供が困難になった場合。

5 第3条第4項に該当する場合。

6 利用者がサービスの中止をしばしば繰り返す状態が1か月以上継続した場合。

7 利用者が医療機関へ入院、自宅療養、施設入所等により、1ヶ月以上サービス利用ができない状態、かつ再開の見通しが立たない状態であることが明らかになった場合。

8 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施区域外に転居し、事業者においてサービス提供が困難であると見込まれる場合。

2 第1項に定める事由に該当し解約の通知を行った場合、事業者は、居宅介護計画書を作成した居宅介護支援事業者へその旨を連絡します。

## 第8条（契約の終了）

この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

1 利用者から第2条第1項に定める契約期間が満了し、契約を終了させようとする意思表示があった場合。

- 2 第6条第1項に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合。また、第6条第2項に定める事由に該当し、利用者からの解約の意思表示および文章で通知がなされた場合。
- 3 第7条第1項に定める事業者からの解約の意思表示および文章で通知がなされた場合。
- 4 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了とします。
  - 1 利用者が介護保険施設に入所したとき
  - 2 利用者が（介護予防）認知症対応型共同生活介護又は（介護予防）特定施設入所者生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けることとなった場合
  - 3 利用者が（介護予防）小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合
  - 4 利用者が死亡した場合

#### 第9条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 利用者の責めに帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者および代理人は連携して事業者に対してその損害を賠償するものとします。

#### 第10条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者がこの契約の締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 2 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対し、拒否又は故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを起因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 4 サービスの提供中(送迎中も含む)に事故や疾患の悪化等が発生し、事業者が利用者へ医療機関等への受診を促したにも関わらず、それを拒否する等して利用者が適切な対応をしなかった等の事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 5 歩行補助具等の転倒予防策の必要性を伝えているのにも関わらず、それらを使用せずに転倒した場合。
- 6 利用者の安全対策として、施設内移動時はエレベーターのご利用をお願いしているが、自己判断で階段等をご利用された事によって転倒事故等が発生した場合。
- 7 事業者の責めに帰すべき事由となることが証明できなかった場合。

#### 第11条（相談、苦情対応）

事業者は、提供されたサービスについて利用者からの相談、苦情などに対応する窓口を設置し、利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

## 第12条（サービス提供の記録）

- 事業者は、サービスの提供完了後その記録など少なくとも5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じあるいはその写しを交付します。
- 事業者は、第8条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合のみ、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者などに対しサービス提供の記録などの写しを交付します。

## 第12条（秘密保持）

- 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- 事業者は、サービス担当者会議及び事業者間の連携に限り、提供する事業者間のサービスの統一を図るため、利用者の個人情報、当該家族の個人情報、サービス提供の記録等を用いることができるものとします。

## 第13条（本契約の定めない事項）

- 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めるものとします。

上記の契約を証するために、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名押印の上、保有するものとします。

契約締結日 西暦 年 月 日

事業者

住所 新潟市東区竹尾4丁目13番3号  
事業所名 新潟医療生活協同組合  
代表者名 理事長 鈴木克夫

(印)

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(印)

代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(印)